

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

○施設における感染拡大防止対策

- ・ 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・ 施設職員のマスク着用による飛沫感染の防止
- ・ 施設の換気
- ・ 施設の清掃及び消毒
- ・ 窓口等対面する場面におけるビニールカーテンの設置

みなさまに安心して施設をご利用いただくため、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年5月7日
東京都高尾ビジターセンター